

補助金チェックシート 総務部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2			
1	財政課	離島簡易水道事業補助金	香川県広域水道企業団	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	昭和59年度に着工した塩飽5島への海底送水管布設工事に係る繰出金で水道事業の経営安定化を図る。	塩飽5島への海底送水管布設工事に係る公債費に対する繰出金	60,201	60,208	60,208	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	60,208
2	財政課	下水道事業会計補助金	丸亀市下水道事業	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R2	下水道事業会計の経営安定化を図るため。	工事費の一般財源部分など、地方公営企業繰出基準に含まれない経費に対する補助	-	-	200,000	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200,000
3	税務課	たばこ販売協同組合補助金	・坂出たばこ販売協同組合丸亀地区 ・坂出たばこ販売共同組合飯山地区 ・琴平たばこ販売共同組合綾歌地区	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	たばこ販売の宣伝広報活動による売上げ増を図り、市税収入増を図るため。	売上げ増加につながる宣伝活動に係る補助 R2 40万円(丸亀22万・綾歌10万・飯山8万)	400	400	400	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
4	人権課	人権政策確立要求丸亀市民実行委員会補助金	人権政策確立要求丸亀市民実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	人権侵害救済に係る実効性のある法整備を求め、人権尊重意識の高揚を図るため。	予算措置による運営補助 内容:会議費、事業費(研修会)、啓発物品費等	470	150	300	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
5	人権課	丸亀市企業人権・同和推進協議会補助金	丸亀市企業人権・同和推進協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	企業における人権課題に向けた取り組みを支援し、人権・同和問題の正しい理解と知識を深めることを目的とする。	予算措置による運営補助 内容:事務費、研修参加費、啓発物品費等	200	200	200	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200
6	人権課	丸亀市人権・同和教育研究協議会補助金	丸亀市人権・同和教育研究協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題について正しい理解を深め、人権尊重の精神を涵養する教育の研究と推進を図ることを目的とする。	予算措置による運営補助 内容:研修費、啓発費等 予算措置による事業 内容:丸同教だより発行費	1,359	1,352	1,470	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,490
7	人権課	金山地区まちづくり協議会補助金	金山地区まちづくり協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H30	「まちづくり協議会」の活動支援を目的とする。	予算措置による運営補助 内容:研修費、会議費等	300	300	80	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	80
8	人権課	二軒茶屋地区まちづくり協議会補助金	二軒茶屋地区まちづくり協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R1	「まちづくり協議会」の活動支援を目的とする。	予算措置による運営補助 内容:研修費、会議費等	-	300	300	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
9	人権課	山根地区まちづくり協議会補助金	山根地区まちづくり協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	R2	「まちづくり協議会」の活動支援を目的とする。	予算措置による運営補助 内容:研修費、会議費等	-	-	200	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300

補助金チェックシート 総務部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度 要求額 (千円)
									H30	R1	R2		説明	
10	人権課	男性の育児休業取得促進奨励金	育児休業を取得した男性労働者を雇用する中小企業等事業主	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H29	男性の育児参画を促し、育児を通して職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指すことを目的とする。	連続する7日※(勤務を要しない日を除く)以上育児休業を取得した男性労働者を雇用する中小企業等事業主に對して10万円を支給(年度内に1回、最大3回まで)※R2.5から連続する5日に変更	400	400	500	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700